

1. 平成27年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成27年9月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第121号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第122号 郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第123号 郡上市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程6 議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第125号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程8 議案第126号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第127号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第129号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第130号 郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第131号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第132号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第133号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第134号 大和生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第135号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第136号 平成26年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第137号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第138号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第139号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第140号 平成26年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第141号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程24 議案第142号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第143号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第144号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第145号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第146号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第147号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第148号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程31 議案第149号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程32 議案第150号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程33 議案第151号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程34 議案第152号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程35 議案第153号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程36 議案第154号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程37 議案第155号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計決算認定について
- 日程38 議案第156号 平成26年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程39 議案第157号 平成26年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程40 議案第158号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程41 議案第159号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程42 議案第160号 平成27年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程43 議案第161号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程44 議案第162号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程45 議案第163号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程46 議案第164号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程47 議案第165号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程48 議案第166号 平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程49 議案第167号 物品売買契約の締結について（地域医療センター電子カルテ導入事業）
- 日程50 報告第6号 郡上市国民保護計画の変更について
- 日程51 報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程52 報告第8号 郡上大和総合開発株式会社 of 経営状況の報告について

- 日程53 報告第9号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
 日程54 報告第10号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
 日程55 報告第11号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
 日程56 報告第12号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
 日程57 報告第13号 平成26年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
 日程58 報告第14号 専決処分の報告について
 日程59 議報告第8号 諸般の報告にいて（例月出納検査結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	山 下 正 則
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	佐 藤 宗 春

消 防 長 川 島 和 美

国保白鳥病院
事 務 局 長 藤 代 求

郡上市民病院
事 務 局 長

尾 藤 康 春

郡 上 市
代 表 監 査 委 員

齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課主査 武 藤 淳

議会事務局
議会総務課
主任主査

加 藤 光 俊

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところ御出席をいただきありがとうございます。

ただいまから、平成27年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、16番 清水敏夫君、17番 美谷添生君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾村忠雄君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る9月3日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月10日から10月7日までの28日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月10日から10月7日までの28日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

台風18号も去り、久々に爽やかな天気朝となりました。

平成27年第3回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、「平成27年第3回郡上市議会定例会」を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、6月定例会閉会以降の市政の動き等について数件の報告をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、「地方創生」の推進に向けた取り組みの状況についてであります。

6月定例会の冒頭にも報告いたしました、国からの「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した「地方創生」の推進に向けた諸事業につきましては、それぞれ所管各部において鋭意推進に努めているところでございます。

このうち、「夢論文・作文募集」につきましては、1カ月募集期間を延長いたしまして、6月1日から8月31日まで募集を行い、「一般の部」については、63編、「児童生徒の部」については、市内の各小学校、中学校、高校及び特別支援学校の御協力によりまして2,439編という大変多くの応募をいただきました。

郡上市の将来を担う子どもたちを初め、市内外の多くの皆様から、熱い思いのこもった論文・作文をお寄せいただき、本当にありがとうございました。これらの論文・作文の中に含まれます政策提言については、十分検討の上、現在策定作業中の郡上市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にできるだけ反映させていきたいと考えております。

また、現在、審査委員会において審査中ですが、応募作品の中から優秀な作品につきましては、来る10月31日土曜日に美並町の「日本まん真ん中センター」で行います表彰式において、表彰をいたしたいと考えております。

なお、当日は、地方創生に関する記念講演会もあわせて行いますので、議員の皆様を初め多くの市民の皆様に、ぜひお出かけくださるようお願いをしたいと思います。

また、「郡上市プレミアム商品券」につきましては、4万セット4億円、プレミアム分を含めると4億8,000万円になるわけですが、これを7月3日から販売を開始し、8月5日をもって完売をいたしました。市民の皆様の御協力に感謝申し上げます。

なお、今後は、できるだけ速やかにこの商品券をお使いいただき、地域経済の活性化につながることを期待いたしております。

2点目でありますけれども、老朽化等に伴う公共施設の整備についてであります。

施設の老朽化と耐震性能の不足に加え、庁舎敷地が「土砂災害特別警戒区域」、いわゆる「レッドゾーン」に指定されたことから、安全性が確保できる場所に、昨年11月から建設を進めてまいりました「郡上市和良庁舎新築工事」の竣工式を、去る7月11日土曜日にとり行いました。新庁舎は、和良財産区から御提供をいただきました木材を使って木造、一部鉄骨づくりでございますが、平屋

建てで、中消防署の東詰所のほか、郡上市商工会和良出張所、郡上森林組合和良出張所及び和良川漁協の事務所を施設内に設けるなど、郡上市の公共的機能の東のかなめとなるものと存じます。また、和良地域の市民の皆様によりどころとなることも期待をいたしております。

また、同じく施設の老朽化と耐震性能の不足に対応するとともに、教育環境のなお一層の充実を図るため、現学校敷地内に校舎棟を新築することといたしました「小川小学校校舎棟新築工事」の起工式を、去る8月20日木曜日にとり行いました。本施設は、「木造平屋建て」で、小川保育園の園舎を中に併設しており、今年度末の完成を目指しております。明宝財産区から提供していただきました地元産材を活用した木造で建設することにより、木の優しい肌ざわりやぬくもりが感じられる、郡上らしさあふれる施設となるものと考えております。

ことしの秋、間もなく、いよいよ、仮称ではありますが、「めいほうトンネル」が着工の運びとなりますが、このトンネルの開通により小川地区の居住者もふえ、元気な地域の小学校として小川小学校が末永く存続できることを強く願っております。

3点目は、道路等社会基盤の整備についてであります。

大和町牧と古道の繁久地区とを結ぶ「新繁久橋」、「新しい」ですが、「新繁久橋」、橋の長さは32.0メートルでございますが、この橋の開通式が去る7月4日土曜日に行われました。

新繁久橋は、平成19年度から改良事業に着手をいたしました「市道牧22号線」及び「市道繁久線」の一部であります。繁久地区は、県道寒水・徳永線まで通じる市道及び繁久橋、こちらは古いほうの橋でございますが繁久橋があるものの、幅員も狭く車両のすれ違いができないことや、橋梁の老朽化も見られる状況であったため、市道の拡幅工事とあわせて橋梁の新設を行ったものであります。これにより通行車両、歩行者ともに安全性が高まり、県道へのアクセス道路としての利便性のみならず、防災上重要な路線となるものと存じます。

また、県の事業として整備が進められております地域高規格道路、濃飛横断自動車道の和良金山道路の一部で、本市和良町方須地内と下呂市金山町乙原地内を結ぶ、全長1,830メートル、の仮称でございますが、和良金山トンネルの貫通式が、去る7月10日金曜日に行われました。

この和良金山道路と、金山町側で既に供用をされております、「ささゆりトンネル」を含む「金山下呂道路」が完成をいたしますと、郡上市・下呂市、両市間の所要時間がますます短縮されることから、地域間の観光交流や産業振興の推進が図られるとともに、災害時においても有効に機能することが期待をされます。今後、トンネルの工事が安全かつ着実に進むことを願うものであります。

4点目は、地域資源を生かした産業振興についてであります。

郡上市の特産品であります「鮎」につきましては、既に平成19年に長良川水系の「郡上鮎」が郡上漁業協同組合を商標権者として、地域団体商標の登録を受けておりますが、この度7月に、和良川の和良鮎が、「清流めぐり利き鮎会」において、3度目のグランプリに輝いた、その品質のよさ

と知名度が認められ、和良川漁業協同組合を商標権者として地域団体商標の登録を受けられました。今後とも、関係者の皆様と市とが一丸となって、こうした地域ブランドを守り育て、地域の振興につなげていかなければならないと考えております。

5点目は、今シーズンの郡上おどり、白鳥おどりについてであります。

郡上の夏の風物詩として、ロングランの日程で行われてまいりました、「白鳥おどり」は去る8月22日土曜日、そして、「郡上おどり」は先週末の9月5日土曜日にそれぞれ、「おどり納め」を迎えました。残すところといたしましては、明日、9月11日金曜日に行われます郡上おどりの「昔をどりの夕べ」と、9月26日土曜日に行われる白鳥おどりの「変装踊りコンクール、翌9月27日日曜日に行われます「白鳥の拝殿踊り」となりますけれども、今年の郡上の踊りのおおむねが無事に終了をしましたことを皆様とともに喜びたいと思います。

ことしの夏は、比較的天候に恵まれ、期間中の入り込み客数も郡上おどりは約32万人、白鳥おどりは約6万1,000人と、両者の合計で昨年に比べて約7万9,000人の増加となりました。

なお、8月19日の郡上おどり団体おどりコンクールや8月29日の郡上おどり変装コンクールには、市の職員や市内の小中学校の先生方も参加してくれましたが、加えて、ことしも郡上市議会の議員の皆様方がチームを組んで参加をされ、プレミアム商品券による地域経済の活性化をPRしつつ、大いにコンクール、踊りの夜を盛り上げていただき、まことにありがとうございました。

ことしも、長い踊りの期間を支えていただいた郡上おどり保存会、白鳥おどり保存会を初めとする関係団体、関係機関の皆様、そして御理解をいただきました地域の皆様、踊り会場に足を運んでくださいました多くの皆様方に深く感謝を申し上げたいと思います。

6点目は、長良川鉄道の利用者増加に向けた動きについてであります。

先週末の9月4日金曜日、長良川鉄道越美南線と台湾鐵路管理局の内湾線との姉妹鉄道提携の締結式が台湾の新竹県で行われ、長良川鉄道株式会社の代表として出席をしてまいりました。沿線の美濃市長、美濃加茂市長、富加町長にも御参加をしていただきました。

路線の位置づけや景観などに共通点の多い両路線でありますけれども、この姉妹鉄道提携を契機として、台湾鐵路管理局との交流・提携、新竹県との交流が深まり、長良川鉄道の乗客数の増加が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

最後に、7点目でありますけれども、本市の財政運営についてであります。

今議会に付議をいたしました平成26年度決算のうち普通会計では、歳入歳出ともに前年比1.6%の増となりました。公債費や人件費は減少いたしましたけれども、小学校耐震補強事業や冬季の大雪による道路除雪経費の増により、普通建設事業や維持補修費が増加したため、全体では増額の決算となったものであります。

全会計における市債、市の長期の借金でございますが、市債につきましては、借入額の抑制と繰

り上げ償還を含めた返済を行った結果、平成26年度末の残高は、総額で733.6億円となりまして、平成17年度のピーク時の984.8億円から251億円強、率にして25.5%の削減をしてきたところであります。

また、市の貯金と言える基金につきましては、市債の繰り上げ償還財源や次代を担う青少年に貸与する育英奨学資金などに充てるため一定額を取り崩しましたけれども、今後の繰り上げ償還や公共施設長寿命化事業の財源確保のため新たに積み立てたことにより、平成26年度末残高は前年度に比べ4.7億円増の117.3億円となったところであります。

このようなことから、財政健全化法に基づく健全化判断比率もさらに改善をいたしました。

財政規模に占める借金返済の負担の重さの程度をあらわす実質公債費比率では、平成25年度決算で16.8%となり、起債許可団体の基準となる18%を下回ったことから、本市では平成26年度から起債許可団体から脱しておりますけれども、さらに平成26年度決算ではこの実質公債比率が15.0%へと1.8%分改善をいたしました。また、実質的に将来の負担となる債務残高の重さの程度をあらわす将来負担比率においては、61.0%から38.5%へと大きく改善をいたしております。

今後とも、市の財政運営を大きく左右する地方交付税収入と歳出とのバランスに留意しつつ、必要な事業の推進を図りながら財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、少し長くなりましたけれども、数件の御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、順次その概要を申し上げます。

初めに、議案第121号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。委員4人の任期が平成27年12月31日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

次に、条例の制定、改廃関係であります。全部で14件あります。そのうち、4件は、「マイナンバー制度」の導入に関連するものであります。

まず、議案第122号は、郡上市職員の再任用に関する条例の一部改正についてであります。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、大変長い題名の法律であります。この法律の施行に伴い、条例に引用する法律の名称等を改めようとするものであります。

議案第123号は、郡上市職員の給与の特例に関する条例の廃止についてであります。条例を制定する際に定めた特例期間が終了をしているため、この条例を廃止しようとするものであります。

議案第124号は、郡上市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これがいわゆるマイナンバー法でございますが、この法律の施行によりまして、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴

い、個人情報の収集制限規定を見直すなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第125号は、郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例という条例の新規制定についてであります。

前議案と同じく「マイナンバー制度」の導入に伴い、市が個人番号を利用する事務等、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第126号は、郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

和良振興事務所の移転・新築に伴い、防災行政無線施設の位置等を改めようとするものであります。

議案第127号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。

マイナンバー制度の導入等に伴い、税申告等の際に新たに記載が必要となる個人番号、法人番号の規定を追加するなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第128号は、郡上市手数料条例の一部改正についてであります。

「マイナンバー制度」の導入に伴い、個人番号の「通知カード」及び「個人番号カード」の再発行の手数料について定めようとするものであります。これは、両カードとも、最初の発行につきましては、いずれも無料でありますけれども、再発行から手数料をいただくと、こういうものでございます。

議案第129号は、郡上市営牧場条例の一部改正についてであります。

明宝の市営牧場における牛の飼育事業の廃止に伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第130号は、郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。農業集落排水処理施設の位置表示の訂正等をしようとするものであります。

議案第131号は、郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。小水力発電施設の名称を改めるとともに、位置表示の訂正等をしようとするものであります。

議案第132号から議案第134号までは、郡上市公民館条例、郡上市図書館設置条例及び大和生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。各条例において定める施設の位置表示の訂正をしようとするものであります。

議案第135号は、郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。厚生労働省令の改正に伴い、サービスの名称を改めるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

続きまして、議案第136号から議案第157号までは、平成26年度郡上市一般会計から平成26年度郡上市病院事業等会計に至るまでの22会計の決算認定についてであります。齋藤代表監査委員と村瀬

監査委員におかれましては、7月2日から8月6日までの期間の14日間という大変長い日数をかけて、膨大な帳票の確認から現地確認まで精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって、このことに厚く御礼を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今議会において決算認定の審議をしていただきますけれども、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第158号から議案第166号までは、平成27年度郡上市一般会計を初め、全部で9会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明をいたします。

まず歳出では、市内全域における市道補修工事を行うための道路維持補修事業に1億円、大雪による停電や道路の寸断等の被害を防止するため、道路及び電線の周辺にある立木を伐採するライフライン保全対策事業に3,702万1,000円、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付分を財源とする2事業のうち、3市連携による関・美濃・郡上「長良川と暮らす」移住定住促進事業に700万円、郡上市11スキー場活性化事業に890万円、平成30年冬のスキーインターハイ、クロスカントリーでございますけれども、このインターハイの開催準備に向けて1,335万3,000円、郡上八幡総合運動場及び美並まん真ん中広場の整備に向けての調査・設計等に894万円、又、災害復旧費の現年補助災害復旧事業、これは8月17日の豪雨災害に係る分でございますけれども、林業用施設に係るものを2,400万円、公共土木施設に係るものを1,000万円など、これらについて、それぞれ増額補正をしようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源といたしまして、ライフライン保全対策事業受託事業収入を2,866万5,000円、地域住民生活等緊急支援のための交付金を1,590万円、補助災害復旧事業債を1,600万円計上するとともに、平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算により、返還金収入6,588万8,000円、また、地方交付税の交付額、普通交付税でございますが、交付額の決定によりまして1億5,722万9,000円などを計上し、それぞれ増額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出をあわせまして、一般会計でそれぞれ3億3,820万6,000円の追加補正をお願いしようとするものであります。

次に特別会計であります。

国民健康保険特別会計では、平成26年度療養給付費等の確定に伴う精算により、国等への返還金5,934万3,000円の計上、また、介護保険特別会計では、平成26年度介護給付費等の確定に伴う精算による返還金及び積立金等5,618万6,000円の計上、そして、後期高齢者医療特別会計では、平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合会負担金の確定に伴う精算による返還金72万5,000円の増額を計上いたしました。

また、森林総合研究所の分収造林事業の追加採択に伴いまして、大和財産区特別会計では82万2,000円、白鳥財産区特別会計では400万円の増額を計上し、高鷲財産区特別会計では、財産区林の進入路舗装工事及び作業路開設事業の実施や前年度の繰越金の確定によりまして815万8,000円の増額、下川財産区特別会計では、前年度繰越金の確定によりまして基金への積立金等、1,462万4,000円の増額を、それぞれ歳入歳出について補正するようお願いするものであります。

次に、企業会計であります病院事業会計では、国保白鳥病院において病児・病後児保育施設をこの10月から開設することに伴いまして、120万円の増額をそれぞれ収入・支出についてお願いするものであります。

議案第167号は、地域医療センターへの電子カルテ導入に係る物品売買契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか郡上市国民保護計画の変更についての報告が1件、一般財団法人郡上八幡産業振興公社等、第3セクターの経営状況に関する報告が6件、平成26年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告が1件、そして、和解及び損害賠償の額の決定に係る7件の専決処分の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成27年9月10日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

◎議案第121号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第121号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第121号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日を読まさせていただきますと思います。

郡上市白鳥町二日町203番地1、三島一郎、昭和21年12月20日。再任でございます。

郡上市白鳥町六ノ里375番地、出井建雄、昭和23年5月28日。再任でございます。

八幡町市島2115番地1、日置憲正、昭和25年11月18日。再任でございます。

白鳥町向小駄良321番地、佐藤百合子、昭和23年12月8日。佐藤さんにおきましては、今回の新任でございます。佐藤さんにつきましては、体育協会の理事を長くされておりました、現在は白鳥支部の副理事長をされており、非常に責任感も強く、地域における信頼も厚いということから、今回、推薦させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、任期につきましては、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第121号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第121号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は、原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第122号から議案第135号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程4、議案第122号 郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてから日程17、議案第135号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14議案を一括議題といたします。順次説明を求めます。

説明については、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第122号について御説明いたします。

郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、このとおりですが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例に引用する法律を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていただきますと、今般の一部改正の条例の本文がございます。

もう1枚おめくりをいただきますと、このことにつきまして、新旧対照表をつけさせていただきます。附則の第2条におきまして、ただいま申し上げましたように、いわゆる引用する法律が変わるわけですが、これは、全体の年金改正に伴ってこうしたことが起こったものでございます。

ここで、定義する特定警察職員等ですけれども、この中で郡上市の職員といたしましては、消防史員が該当します。

消防史員の中で、いわゆる消防司令までの職員をこの中で該当させておまして、退職共済年金の特例があるということでございます。こうした職員の定義を定めております、その法律が、地方公務員等共済組合法につきましては、この改正が行われましたので、この平成27年9月30日までの条文適用になります。こちらが、法改正によりまして厚生年金保険法における規定してということが、平成27年の10月1日以降、この施行となりますので、それまでにこの条例を改正をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、議案第123号 郡上市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について。

郡上市職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、条例の特定期間が終了しているため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、この廃止条例の本文でございます。

この条例につきましては、平成17年の4月1日から平成19年3月31日まで、この2カ年度間につきまして、職員の給料をこの第2条において、いわゆる職員が支給を受ける給与の月額から、当該給料の月額に100分の4.7を乗じて得た額を減じた額とすると。当時、いわゆる三位一体改革等の財源の問題に対応するというので、職員の給与を5%、2カ年、カットさせていただくと、こういうふうな特例条例でございました。

この特例期間が過ぎておりますので、今般の全体の条例の見直しの中で廃止をさせていただくというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 私のほうからは、議案第124号から128号までを説明させていただきたい
と思います。

議案第124号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10
日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚めくっていきますと、改正条文がございます。その後に新旧対照表をつけております。

今回、説明するに当たりまして、お手元に別紙としまして資料というものが用意してござい
ますので、要旨等についてを説明させていただきたいと思います。

提案理由でございますけど、番号法が施行されまして、その中で番号を個人番号を含む個人
番号を特定個人情報と定義し、通常の個人情報と比べてさらに厳格な保護措置を講じること
というふうになっております。

また、番号法の31号では、地方公共団体にして保有する特定個人情報の適正な扱いを確保す
るために必要な措置をとりなさいというようなことも規定されております。そのためにおき
まして、今回、個人情報につきまして、情報保護条例の中の特定個人情報として新たに規定
をしたというものでございます。

その中身でございますけど、規定しなければならない事項として、特定個人情報と、それ
から情報等提携記録と、この2つについて規定をされております。

まず、1番目の特定個人情報でございますけど、項目としまして、まず、特定個人情報の
定義を定めております。これにつきましては、個人番号を含む個人情報ということになっ
ております。これは、条例の2条の2項のところに規定されております。

続きまして、収集・保管の制限というところでございまして、番号法20条におきま
しては、収集等の制限というのがかかっております。その中におきまして例外規定とし
て番号法19条、提携の制限に規定された場合のみ可能ということで、19条、このと
ころについては、収集・保管できますよということをやっています。これは、6条の7
項にうたっております。

次が、目的外利用の制限ということで、ここら辺につきましては、今回措置とし
まして、個人の生命でありますとか、そういった財産を保護するために、緊急を得ない
場合は、特定個人情報については、利用してもいいと、目的外利用してもいいとい
うことになっております。これは11条の3項でございます。

それから、次には情報の提供ということで、これにつきましても番号法19条で、
提供の制限がされておりますけど、下、以下1号から14号にける場合においては、
情報の提供もできるということが規定されておまして、これにつきましては11条の
4項のところに規定されてます。

なお、この11条につきましては、従前の個人情報とこの特定情報というのは、措置が異なっているということから、改めた条文となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次のページに行きまして、開示、訂正、利用停止請求というところでございますけど、ここにつきましては、下線にあります任意代理人による開示請求ができるというふうになってございます。このところにつきましては、15条の2項、25条の2項、25条の3項におきまして規定されております。

続きまして、委託に伴う措置要求でございますけど、これにつきましては、番号法の11条で委託先の監督、それから番号法の12条で、個人番号利用事務実施等の責務というのが、番号法で独断規定されておりますので、そちらのほうを優先させるというものの規定がございます。

これにつきましては、36の3に規定されております。

他の法令の改正等の調整ということでございますので、これにつきましては、他の法令等による開示制度との調整規定の除外を定めております。これにつきましては、38条というところに規定されております。

続きまして、情報提供等記録というものに関するものでございますけど、まず初めに定義がされております。これにつきましては、情報提供ネットワークシステム、平成29年1月1日が稼働予定でございますけど、による特定個人情報の提供をする際に保存が義務づけられる事項としまして、1番から4番までの情報については、記録が残るというものでございます。

収集・保管の制限と、これにつきましても、番号法20条で制限されておりますけど、例外規定として19条に規定がされた場合のみは可能であるということにうたっております。これにつきましては6条の7項でございます。

濟いませぬ。それから、情報提供の定義のところについては、2条の11号で規定しております。

それから、3ページ、目的外利用ですけど、これについては目的外利用は禁止されとるというものでございまして、11条の3項にうたっております。

提供の制限、これにつきましては、特定個人情報と同じでございまして、11条の4項でうたわれております。

開示・訂正等につきましてはですけど、これにつきましては、任意代理人による開示請求ができると、提供制限ができるということになっております。これにつきましては、15条の2項、25条の2項で規定しております。

利用停止の請求というところで、この利用停止請求については、認められないということになっております。これは25条の5項でございます。

訂正の通知先、これにつきましては、訂正する場合については、管理者である総務大臣、情報紹介者または情報提供者について通知をするということになっております。これは27条の2項でござ

います。

委託に伴う措置要求、これについては先ほどの個人特定情報と同じ扱いということで、36条の3に規定されております。他法令の開示制度と調整と、これにつきましても個人特定情報と同じような規定ということで、38条に規定されております。

124号につきましては、以上であります。

なお、これにつきましては、執行につきましては、附則としまして、情報提供記録に係る部分以外のところのほうの執行については、議会の最終日の翌日ということで、10月8日となる見込みでございます。

あと、情報提供記録に係る部分につきましては、番号法附則第1条第5号に定める日ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第125号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

これにつきましても1枚めくっていただきますと、条文がございます。

それから、お手元に資料としてございますので、資料によって説明をさせていただきたいと思っております。

制定理由でございますけど、番号法の施行によりまして、地方公共団体は、同法9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条9項に基づく個人特定情報の提供について、条例を制定する必要があるということで、個人番号の利用それから提供について、特に市の条例で定めるということになっております。

次のところにつきましては、19条の2項、それから19条の9号、個人番号の利用と、それから提供についての定義ということになっております。

今回、この条例によって定めとる事項でございますけど、1つ目としてございますけど、番号法別表1というのがございますけど、そこに、利用できる事務等が表記されておりますけど、そこに掲げられていない事務で、個人番号を市が利用できる事務というものを1つ、今回規定しております。

2番目としまして、同一執行機関内における複数の事務の間で、特定個人情報を移転「庁内連携」でありますけど、庁内連携し、個人番号を利用する事務。

3点目につきましては、同一自治体内の他の機関、今回は市長部局と教育委員会ですけど、対して特定個人情報を提供し、個人番号を利用する事務。

こういった3点について、今回新たに規定しておるところでございます。

1 ページめくっていただきまして、第1条につきましては、本条例の趣旨ということでございますので、個人番号の利用と提供についての必要な事項を定めておるということを書いてございます。

第2条は定義として、個人番号と、それから特定個人情報、それから個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムについての定義を定めております。

4 ページ目の3条でございますけど、3条については市の責務ということで、市の責務はここにうたわれておまして、市は個人番号利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものということが責務とされております。

4条につきましては、個人番号の利用範囲ということで、実際に郡上市が今回定めた利用のものとございます。

4条の1項につきましては、別表の1でございますので、1枚めくっていただきますと、別表1、4条関係というのがございますけど、このところのさらに掲げる覧で、市長ができる順、真ん中、中段でございますね、中段の位置に、このところについて利用できますよということで、国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって、規則で定めるものところの事務について利用できますよということでございますし、その下の下段は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務、この2点の事務について利用できるというようなことが規定してございます。

第2項でございますけど、ここにつきましては、この中段で書かれた事務について、さらにございますけど、ここに関する特定情報についてを庁内連携して、利用してさらに提供する、そういったことができるということがうたわれております。

第3項につきましては、これ、番号法の第2表というところに、他の機関との連携という規定が定めてあるんですが、これはここにはございませんけど、番号法、もとの法でございますが、そこで定めてございますけど、それについても郡上市の庁内連携ができるというようなことが3項で定められております。

4項につきましては。庁内連携により特定個人情報の利用ができる場合においては、他の条例の規定により当該特定個人情報と同内容の情報を含む書面の提出を義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす旨を規定しておるということでございますので、他の条例でそういった情報が提出先に義務つけられておりまして、この庁内連携によって情報が取得できれば、その提出があったものとみなすというものの規定でございます。

第5条につきましては、これは市長と教育委員会の連携に掲げたものでございまして、最終ページの別表第2を見ていただきますと、市長と教育委員会につきましては、この事務のところの生活保護法による保護の決定及び実施または徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるものに

つきまして、教育委員会の特定個人情報、さらに掲げたものでございますけど、こういった情報は得ることができますし、利用できるということが規定されております。

また逆に、教育委員会は市長からそういった情報を、ここにあるような情報を得ることができるというものが定められておるものでございます。

なお、これにつきましては、28年1月1日からの施行というものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第126号でございます。郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけど、和良振興事務所の新築移転に伴い、防災行政無線施設の位置等を改めるため、この条例を定めようとするものというものでございます。

1枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。

別表でございますけど、遠隔制御装置というところが新しく、沢の882番地に変わったというものでございます。

また、屋外受信装置につきましては、八幡庁舎と表記がしてございましたので、今回、本庁舎というふうに訂正させてもらうものでございますし、この屋外受信装置につきましては、旧の和良庁舎のほうに残っておりますので、旧の和良庁舎というふうに表示を変更するものでございます。

続きまして、議案第127号 郡上市税条例の一部を改正する条例について、郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、郡上市行政手続における特定の個人を識別する番号の利用に関する法律、番号法でございますけども、執行に伴いまして地方税法の一部改正等により所定の規定を整備するための条例を定めようとするというものでございまして、ここに提案条文もございますし、あと新旧対照表がございまして、あと、資料として添付してある、今回、別紙じゃなくて、当初お配りした中に資料があると思っておりますけど、その資料で大体要旨を説明したいと思います。

まず、目次のところでございますけど、これにつきましては波線表示を棒線の表記にすると、そういった、郡上市の統一表記に関するための訂正でございます。

第2条でございますけど、これは、番号法の施行にあわせた分で、これは用語の説明をしたものでございますけど、特に3項では法人の納付書ということを用語を定めておりますけど、その中に法人番号を記入するということを定めております。

4項につきましては、特別徴収義務者事務所の法人の納入書の説明をしておりますけど、このところについても法人番号を記入するということが追加されております。

第3番目の第22条でございますけど、督促状の発行特例ということでございますけど、これにつきましては郡上市の事務処理の実情に合わせて改正したというものでございまして、税法上、督促発行期日は、20日というふうに定められておりますけど、口座振替等をした場合、再振り替え等ございまして、40日程度実情が変わるとというものでございますので、今回、督促状の発行期限を40日に定めたいというものの規定でございます。

続きまして、第33条の2項でございます。これにつきましても所得、税法の改正に合わせた改正というものでございますけど、今回、所得税法におきまして国外転出課税というのが創設されまして、これは、株式等の資産を持って、キャピタルゲインが発生しているものにつきまして、国外転出時に、そのときに課税できると、所得税についてはそういった改正がなされましたけど、市民税におきましては、1月1日時点に住所があつての、住所要件でございますので、所得税による所得の計算のところについては、この所得税関係の課税標準の計算には適用しないと、いうところを定めたものでございます。

続きまして、36条の2の8項でございます。これにつきましては、市民税の申告に関するものでございまして、これは番号法の関係でございますけど、これにつきましては、8項は、法人の事務所、寮があるときに、そのときの市民税の申告については、法人番号の記入をしてくださいと、いうものでございます。

36条の3の2でございますけど、ここにつきましては、市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書につきましても、ここにつきましては扶養申告書に、扶養家族の個人番号の記載を定めております。

それから、36条3の第1項、第2号は、公的年金の受給者の扶養の申告に関するものでございますけど、このところにつきましても個人扶養家族の個人番号の記載を定めたものというものでございます。

それから、36条の3、第3、4項の……済みません、これは、引用条文の訂正をしとるものでございまして、引用条文は、203条の5の4項となって、正しくは230の5の5項というものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、市民税の減税で、第51条の第2項でございますけど、これにつきましても番号法の関係で、市民税の減税等の申告書については、個人番号を記載してくださいというものでございまして、新たに追加されたものでございます。

2号、3号は、条ずれを直すものというものでございます。

それから、第63条の2の規定によるものでございますけど、ここにつきましても、番号法に関連するものでございますけど、区分所有建物、これ、マンション等の固定資産税について、補正する申告がございまして、それにつきましても個人番号を記載して申告してくださいというものでござい

ざいます。

第63条の3でございますけど、これも、今の区分所有マンションの土地に関してあん分を申し出る書類がございますけど、それにつきましても個人番号を入れてくださいという定めでございます。

同じく、第2項につきましては、特定した用地の固定資産税のあん分についてでございますが、これにつきましても個人番号を入れてくださいというものでございます。

それから、第71条につきましてでございますけど、これにつきましても固定資産税の減免をするときにしましては、個人番号を記入してくださいというものでございます。

74条につきましても、同じく、申告する際には、個人番号を書いてくださいというものでございます。

それから、74条の2第1号につきましては、被災住宅の申請するものでございますけど、ここにつきましても個人番号を書いてくださいというものでございます。

第89条、これ、軽自動車の減免でございますけど、ここにつきましても個人番号を書いてくださいというものでございます。

それから、90条、これ、身体障害者の軽自動車の減免でございますが、これにつきましても個人番号を書いてくださいと定めたものでございます。

139条の3、これも土地、特別土地保有税の減免でございますけど、これにつきましても記載をみております。

それから入湯税に係る特別徴収義務の申告書申請、これにつきましても個人番号等を書いてくださいという規定を定めたものでございます。

附則第4条でございますけど、これにつきましては、引用条文のところが誤っておりましたので、これを訂正するもので、旧は法人税法145条第1項とありましたが、正しくは、法人税法144条の8というものでございますので、その納めたものというものでございます。

それから、附則の第10条の3でございますけど、これ、新築住宅の固定資産税の減免の申請の申告書でございますけど、これにつきましても個人番号を提出するというものでございます。

なお、この1から次の9項まででございますけど、これは全てこの項目について個人番号を明記してくださいという定めでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、附則第16条の2でございますけど、これにつきましては、たばこ税の税率の特例がありますけど、これが廃止されるというところでございます。これは旧3級品の特例税率が現在ありますけど、このところにつきまして平成28年から平成31年度までで、4段階で税率の引き上げを行いまして、最終的に平成31年には、減税の特例、失礼、通常のたばこ税がかかるという定めでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、それぞれ施行日が書いてございますので、施行日等についてはここに明記してあるとおり

でというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長日置敏明。

提案理由としましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますけど、の施行に伴う、住民基本台帳施行令等の一部改正に基づきまして、所要の規定を整備するためのこの条例を定めようとするものということでございます。

これにつきましては、条文がございまして、新旧対照表がございまして、これは、表の改正でございますので、全ての手数料が載っておりますけど、2ページ目をお願ひしたいと思ひます。

今回、新たに通知カードの再発行の手数料が定めたということで、1枚につき500円でございます。個人番号カードの再発行につきましては、1枚800円というものを新たに定めさせていただきました。これにつきましては、公布の日から施行するということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、124号から128号まで説明させていただきましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 議案第129号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について。

郡上市営牧場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、牛の飼育事業の廃止に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1ページめくっていただきまして、改正条文、そしてもう1ページめくっていただきまして、新旧対照表がございまして、郡上市の市営牧場でございますけど、現在、明宝の奥住地内に水沢上牧場として1カ所ございます。これは昭和42年に旧明宝村で整備されたものでございます。畜産農家から牛を預かりまして、春から秋にかけてまして牧草地に放牧する放牧事業と市がみずから牛を所有しまして1年を通して畜舎で飼育する、畜舎運営事業の2つの事業を行ってまいりました。畜舎での飼育事情につきましては、行政運営の効率化という観点から検討を進めまして、市が直接、牛を飼育することは、平成26年度をもって廃止することといたしまして、現在、牛については全ておりません。畜舎運営事業は行っておらない状況でございます。このため、施設の運営管理条例で規定されてます郡上市営牧場条例中にあります2つの事業のうち、畜舎運営事業を削除し、規定の整備を図るものでございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思ひます。新旧対照表のほうの、第4条、旧のほう、右側でござ

ございますが、第4条中に事業の種類といたしまして、第1号といたしまして、放牧事業が規定されておりますし、2号といたしまして畜舎運営事業が記載されております。これを左側の新といたしまして、事業の種類といたしまして、第4条で、これを畜舎運営事業の部分を削除いたしまして、市営牧場の管内農家の労働力軽減と健康な家畜の育成のための放牧事業を行うと、この1つに事業の種類をまとめるものでございます。

なお、改正条例が御承認いただけたなら、畜舎のほうの施設につきましては、公募によりまして民間の方から希望者を取りまして、有償貸し付けをしまして、有効活用を図っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

条例につきましてよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第130号 郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。

農業集落排水処理施設の位置表示を訂正するため、この条例を定めようとするものでございます。おめくりいただきますと、改正前と改正後の本文を載せさせております。

もう1枚おめくりいただきまして、新旧対照表にて説明させていただきます。

最初に、目次の第1章から第6章の括弧内の波線表示を棒線表示にするものでございます。

次に、右下の別表第1、中央の処理施設の位置、下線表示してございます。二日町119番地2を白鳥1193番地2に、また、99番地5を993番地5に訂正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するでございます。

以上でございます、よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 議案第131号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、小水力発電施設の名称を改め、位置表示を訂正するためこの条例を定めようとする。

1枚めくっていただきまして、条例改正するの本文でございます。もう1枚めくって、新旧対照

表がございます。新のほうで、名称のほうでございますが、本年6月の中旬に県のほうから、清流の国ぎふづくりを強力進めている中で、県営農山村環境整備事業等で整備されている小水力発電施設についても、農業用水が清流であることを鑑みまして、名称につきまして、まるまる清流発電所のほうへ改正してほしいという依頼がございました。それを受けまして、今回、名称のほうですが、石徹白1号用水発電所を石徹白清流発電所と名称を変えるものでございます。

また、位置の地番につきましては、元地番が入っておりましたので、分筆後の地番に訂正するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第132号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

郡上市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。

公民館施設の位置表示を訂正するためこの条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきますと、改正条例本文がございまして、もう一枚はねていただきますと、新旧対照表がございまして。新旧対照表の第3条の2号、地域館という表示がございまして、地域館のうちの上から2つ目になります、大和地域公民館でございまして、現行の位置が郡上市大和町剣1番地となっておりますが、これを郡上市大和町剣4番地5、現状に合わせた地番に訂正をさせていただきますものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行する予定でございます。

続きまして、議案第133号でございます。郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。

図書館施設の位置表示を訂正するため、この条例を定めようとする。これは、先ほどの議案第132号公民館と全く同じ、大和の生涯学習センター内に設置されてございますので、それと同じように地番を訂正させていただくものでございます。

本文がございまして、もう1枚おめくりをいただきますと、新旧対照表でございます。

第3条に名称及び位置で、上から3つ目になります。郡上市図書館大和分室、現行の位置が郡上市大和町剣1番地となっておりますが、こちらを郡上市大和町剣4番地5と訂正をさせていただきますものでございます。

続きまして、議案第134号 大和生涯学習センターの位置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例について。

大和生涯学習センターの位置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。

大和生涯学習センターの位置表示を訂正するため、この条例を定めようとする。こちらも、先ほどの132号、133号に続きまして、同じ案件でございますが、1枚おめくりをいただきますと、改正条例の本文がございまして、もう1枚おめくりをいただきますと、新旧対照表がございまして、

第2条でございます。名称及び位置、大和生涯学習センター、現行の位置が郡上市大和町剣1番地となっておりますが、これを郡上市大和町剣4番地5と訂正させていただくものでございます。施行の日につきましては、この条例は公布の日から施行するという予定でございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 続いて、議案第135号でございます。郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正する条例について。

郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、厚生労働省令の改正に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正条項が複数に及んでいるため、主たる改正内容につきましては、恐れ入ります、議案の次に添付をさせていただきます資料をもって説明させていただきます。

添付資料の1というところの1ページになりますけれども、御覧をいただきたいと思っております。

まず、改正の理由につきましては、今ほど御説明をさせていただいた省令の改正によるものでございます。

そこで、この条例の名称にございます地域密着型サービスとはと、いうところでございますけれども、御承知のとおりかと思っておりますが、認知症高齢者であるとか、重中度の要介護高齢者等が、できる限り、住みなれた地域での生活が継続できるように、平成18年の4月の法改正によりまして創設されたサービスの体系でございます。

いずれの施設も規模が、広域型と比較をいたしますと、小規模というところから、利用者のニーズにきめ細かく、応えることができるというようなメリットがございまして。

そして、このサービスにつきましては、市が事業者の指定。または監督を行うということになってございまして、このサービスが利用できる方につきましては、郡上市内に住所を有する方、いわゆる市民の方という形になります。

そして、市内にはこの地域密着型のサービス、こういった施設があるか、というところでございますが、この資料の8ページ、最後の資料2というところ見ていただきますと、地域密着型サービスには複数の種類があるわけでございますけれども、郡上市にございますこの地域密着型サービスというものにつきましては、3段目の認知症対応型通所介護、こちらが1カ所でございます。

それから、小規模多機能型の居宅介護、2カ所ということでございますが、このサービスにつきましては、通いを中心としまして、訪問や泊まりを組み合わせたサービスと、そういった内容でございます。

このうち、ほたるの家というところがございますけれども、昨年の秋、大和から現在の八幡町の初音地域に移転をされ、新築をされた施設の一つでございます。

次に、認知症対応型の協同生活介護、いわゆるグループホームでございますけれども、市内に4カ所というところで、最近ですと本年3月に八幡の初納に新設されました、木もれ陽の家グループホームというところが、最近新たに、創設されたといえますか、新設された施設でございます。

それから、地域密着型特定施設入居者生活介護、いわゆる有料老人ホームにつきましても市内に1カ所ございます。

こういった事業所におきまして各種のサービスが提供されるというところが、この地域密着型サービスというものでございます。

資料1枚目に戻っていただきまして、現行の条例でございますけれども、203条からの規定の中で、今回改正をお願いをいたします、主な改正内容について御説明をさせていただきます。

初めに、1つ目でございますけれども、サービスの名称変更ということで、現行の総合型サービスという名称を看護小規模多機能型の居宅介護、この名称に改めるものでございます。

ちなみにこの看護小規模多機能型居宅介護につきましては、先ほどの資料でもごらんいただいたように、郡上市にはこういったサービスを提供する事業所はございません。

2つ目でございますけれども、外部評価機関による事業所のサービス評価の見直し、というところでございますが、こちらの改善については、参酌基準ということになってございますが、複数の条の改正ということになりますけれども、定期巡回型、随時対応型、訪問介護看護、これ以下ですね、3つほどのサービス事業所につきましては、これまで、県が指定をいたします外部評価機関による評価を受けることが義務づけられておったと、ちなみに県の指定の機関については、6業者という指定をしておみえになりますけれども、今回の省令の改正に伴いまして、各事業所に設置がされてみえる運営推進会議、この会議において評価する仕組みに改めるというところでございます。

この対象になります施設につきましては、先ほどの一覧表の中のコスモス苑「ゆうゆう」という施設と、ほたるの家、この2施設についてこの対象になるというところでございます。

第3者による評価という観点で、これまで実施をしてきたところでございますけれども、運営推

進会議も地域の関係者など、第三者的な立場でこの会議に参画をしてみえと、同様に、この会議の中で評価の場もあるという形での省令の改正を受けての条例の改正でございます。

それから、3つ目でございますけれども、記録の保存の起算日を変更するものでございます。こちらも参酌基準になってございますけれども、第42条以降複数の条例の中で、この改正をお願いをするということで、当該記録日を整備した日をその完結の日に改めるというものでございます。

恐れ入ります、この資料の3ページをごらんをいただきますと、3ページの下段に完結の日の考え方としてございますが、1つ目のこのサービス計画、いわゆるケアプランとも呼んでおりますが、計画が策定をされて、このプランが終了した日をもって完結の日として定め、以降5年間の保存をさせていただくという部分での改正でございます。

1枚目に戻っていただきまして、4つ目の改正でございますけれども、小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員等の変更をお願いするものでございます。関係するところは、2つの行になりますけれども、こちらは、従うべき基準等というところになってございますが、当該事業所の登録定員を、これまでの25人以下から、29人以下にふやすという改正でございます。市内におきましては、この対象となり得る施設につきましては、先ほどのコスモス苑「ゆうゆう」、それからほたるの家、この2事業所が対象になるということでございますが、1枚はねていただきまして、この定員の拡大というところでございますが、現在この事業所とも定員は25名ということになってございますけれども、この事業所の中において通いのサービスの利用定員、登録定員の2分の1から上限15人までというところの規定につきまして、今回の改正の中で登録定員が25人から29人の場合の利用定員を加えるということで、ちなみに29人という定員を設けられた場合に、18人までの利用が可能という部分の改正でございます。

以下、条ごとの改正内容につきましては、条ごとにその改正の内容を御説明をさせていただいておりますが、今、申しました大きなこの4点について、各養護に関係をするものでございますので、改正の内容については以上とさせていただきます。

なお、この条例につきましては、施行期日でございますけれども、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用をさせていただきたいというものでございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時15分といたします。

(午前11時06分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時17分）

◎議案第136号から議案第157号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程18、議案第136号 平成26年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程39、議案第157号 平成26年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの22議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、議案136号から157号まで説明させていただきたいと思います。

議案第136号 平成26年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第137号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第138号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第139号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第140号 平成26年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第141号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第142号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第143号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第144号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第145号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第146号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第147号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第148号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第149号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第150号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第151号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第152号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第153号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第154号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第155号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第156号 平成26年度郡上市水道事業会計決算認定について、議案第157号 平成26年度郡上市病院事業等会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

説明につきましては、別紙にございます平成26年度決算総括表をごらんいただきたいと思います。

会計名、歳入決算額、歳出決算額を読まさせていただきますと思います。

一般会計、303億8,584万7,130円、292億7,565万3,954円。

国民健康保険特別会計、51億5,578万3,272円、49億33万6,813円。国民健康保険特別会計直営診療施設勘定、4億7,297万7,905円、4億5,972万2,207円。

簡易水道事業特別会計、22億887万6,671円、21億8,554万2,440円。

下水道事業特別会計、22億4,239万1,770円、22億2,107万5,412円。

介護保険特別会計、39億8,621万8,026円、39億3,003万1,008円。

介護サービス事業特別会計、7億4,604万8,632円、7億1,379万7,165円。

ケーブルテレビ事業特別会計、1億4,379万8,975円、1億4,270万3,952円。

駐車場事業特別会計、517万2,914円、385万6,756円。

宅地開発特別会計、450万8,372円、445万9,506円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、5,983万4,316円、5,581万7,589円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、1,191万7,000円、1,191万7,000円。

後期高齢者医療特別会計、5億3,459万4,122円、5億3,036万5,160円。

大和財産区特別会計、1,968万8,055円、819万5,247円。

白鳥財産区特別会計、1,552万8,546円、1,318万3,280円。

牛道財産区特別会計、1,638万6,097円、47万3,861円。なお、牛道財産区につきましては、予備費に1,964万円占めておりまして、その割合が91%となっていますので低い執行率となっております。

石徹白財産区特別会計、3,347万3,332円、2,525万95円。

高鷲財産区特別会計、3,378万124円、2,162万1,538円。

下川財産区特別会計、1,878万6,768円、116万1,771円。

明宝財産区特別会計、2,660万2,543円、1,136万8,283円。

和良財政区特別会計、895万4,389円、745万5,394円。

一般会計、特別会計の合計でございます。461億3,116万8,959円、445億2,398万8,431円でございます。

水道事業会計、収益でございますけど、3億8,461万2,148円、3億2,504万6,817円。

病院事業等会計、収益でございます。41億8,118万8,053円、43億5,261万608円でございます。

なお、資料につきましては、主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概要と主な事業報告書、それから決算資料、参考資料等が添付してございます。あと、一般会計歳入歳出決算書、特別会計歳入歳出決算書、それから水道事業会計決算書、病院事業等会計決算報告書でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。

ここで、代表監査委員から審査報告をいただきたいと思えます。

齋藤代表監査委員。

○郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それでは、平成26年度の決算審査報告をさせていただきますが、皆さんには、既に資料がお配りしてございますので、また途中なか御説明しがてら、その項目を見ていって、私も朗読をしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

平成26年度決算の審査の結果につきましては、平成26年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成26年度郡上市公営企業会計決算意見書のとおりでございますが、概要のみを今から報告をさせていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、7月2日から8月の6日まで決算調書及び資料による書類審査を13日間、また現地審査を1日の合計14日間にわたり村瀬監査委員さんと2人で実施をいたしました。

財政厳しい状況の中で、実質公債費比率が15%となりましたことは、市債の新規発行額を厳格に抑えつつ、各部署において節約に努められた結果があらわれたと認識いたしました。

審査の方法及び審査の結果につきましては、提出しております平成26年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページから2ページのとおりでございますから、後ほどお目通りください。

市長から審査付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調書、それに附属する調書を中心に、例月出納検査及び定期監査などの結果を踏まえつつ、関係帳簿や証拠書類に基づきまして公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますけれども、関係法令のあるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていることを認めました。

それでは、一般会計、特別会計から順次御報告を申し上げます。

郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の総括の意見としましては、皆さん、38ページを見ていただけますでしょうか。それから、御説明を申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、御説明申し上げます。平成26年度の財政状況は、総務費、消防費、公債費などは前年度より減額しておりますが、大型製材工場整備、小学校校舎整備・耐震化工事、豪雪による災害復旧費、豪雪による除雪経費、繰上償還などによる大きな支出がありましたことから、支出総額は前年度より4億6,000万円程度の増額となっております。

一般会計歳入総額は303億8,585万円と特別会計歳入総額157億4,532万円の合計461億3,117万円か

ら、一般会計歳出総額292億7,565万円と特別会計歳出総額152億4,833万円の合計445億2,399万円を差し引いた形式収支は、16億718万円の黒字となっております。

翌年に繰り越すべき財源3億3,948万円を控除した実質収支も12億6,770万円の黒字であります。

前年度の実質収支を差し引いた単年度の収支は6,961万円の増となっております。

それでは、次に平成26年度一般会計の地方債についてでございますけれども、前年度と比べ4,120万円の増となる28億8,580万円の借入れとなっており、補助災害復旧事業債、臨時財政対策債を除く新規発行額は18億7,810万円と、前年度に比べ1億9,520万円の増となっております。

しかし、50億4,885万円を元金償還した結果、平成26年度末残高は21億6,305万円を減少し、386億7,594万円となりました。

こうした努力により、利子償還額が前年度と比べ7,382万円の減となる4億9,811万円となっております。

次に、財政分析を行う上で、重要な指標となる普通会計の経常収支比率は80%を超えないことが望ましいのですが、前年度に比べマイナス1.5ポイント改善され82.9%となり、財政状況は理想の数値に改善されつつあると言えます。また、実質公債費比率は前年度比マイナス1.8ポイントの15%と大きく改善されたことにより、財政面での危機的な状況からは脱したと言えるのではないのでしょうか。

次に、基金の残高としてですが、財政調整基金は43億807万円、減債基金は積み立てと繰上償還を行った結果、9億9,138万円となっております。

特定目的基金は、鉄道経営対策基金の7億100万円と財産区の3億2,553万円を含めた64億2,597万円となり、前年度より4億5,242万円の増となっております。これは、公共施設基金に3億8,740万円、ケーブルテレビ事業基金に9,801万円の積み立てなどが、なされたためであります。

基金残高合計では、117億2,542万円となり、4億7,225万円の増となっております。

次に、市税でございますが、市税は前年度より5,098万円の増となっており、景気回復による所得の増加が影響しているものと考えられます。

次に、市の債権でございますけれども、収納状況については、今年度も職員を県税事務所に派遣し、徴収事務の研修を行うとともに、住民税の過年度滞納分の一部を県税事務所への徴収委託により収納改善をされ、市全体の徴収率は前年度を若干上回っております。

国民健康保険税は、現年課税分の収納率が今年度も向上しておりますが、過年度分と合わせますと3億3,830万円と大きな滞納額となっております。住宅使用料の現年度分や学校給食費、介護保険料などの過年度分の徴収率が落ち込んでおり、滞納額が増加しております。庁内連携を密にして、情報交換を行い、収納率向上に努められるよう望みます。

また、滞納額をふやさないためには、いかにして現年度分の徴収をするかが重要であります。徴

収嘱託員による現年度分を中心とした徴収を進めるとともに、それぞれの担当職員は徴収に必要な専門的な知識を身につけ、機動力ある徴収体制をとられたいと思います。

また、過年度分はいつまでも残らないように、差し押さえや保証人への交渉等を積極的に進め、現状でできる厳しい措置をとることも必要ではないかと考えております。

次に、道路改良においてでございますが、当該箇所が通学路に指定されておりますが、歩行者の安全において、関係部署間で協議されておらず、児童及び歩行者の安全が確保されているかの疑問がありました。いま一度、安全が確保されていることを関係部署に確認されたいと思います。今後は、庁内連携をさらに充実させ、よりよい事業の実施を心がけていただきたいと思います。

次に、交流事業ですけれども、交流・移住促進事業については、将来の移住と定住を目的として活用されるべきところ、空き家を宿泊施設と貸し出しているケースがありました。移住・定住の促進という目的意識を共有して、事業遂行に心がけていただきたいと思います。

以上で、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書の意見といたします。それぞれに改善され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市に尽力をなされたいと思います。

それでは次に、公営企業会計の病院事業会計と水道事業会計について御報告を申し上げます。

審査方法及び審査の結果につきましては、平成26年度郡上市公営企業決算審査意見書の1ページに記載されておりますので、お目通しをください。

経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査をいたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを認識いたしました。

なお、両者につきましては若干の個別の説明を申し上げます。13ページをお開きくださいませ。よろしいでしょうか。

それでは、病院につきまして、審査意見を申し上げます。

両病院とも平成21年度以来の赤字決算となり、大変厳しい状況となっております。

業務の実績については、両病院とも入院患者は減少傾向にあります。郡上市民病院の年間病床利用率が91.7%と高い数字でありますけれども、前年度比マイナス3.7ポイントとなっております。

国保白鳥病院の年間病床利用率は、前年比マイナス6.7ポイントの78.7%となっており、今後の動向が気にかかるところであります。

次に、設備の充実でございますけれども、市民病院は4D超音波診断装置の更新等23点で5,054万円、白鳥市民病院は電子カルテの導入などを初め、特殊入浴装置等3点で1億4,056万円となる医療機器の整備を行われました。耐用年数を超える医療器具の更新が主な理由であります。より高度な医療を進めていくためには、最新の技術を駆使した医療器具の導入は必要な措置と理解しております。

続きまして、財務比率で見ますと、経常収支比率については市民病院が101.19%と理想の状態を維持しております。白鳥病院については、94.76%と理想比率の100%を割っております。

医業収支比率は両病院とも前年度数値より下回っております。

固定比率は依然として高いままであります。流動比率は、両病院ともに前年までは理想比率の200%を大きく超えておりましたが、平成26年度はともに割っております。

自己資本構成比率は、両病院とも企業債の割合が高いため、理想比率とする50%を大きく割っております。

次に、未収金でございますけれども、前年度より改善が見られるところもあり、努力をされていることがうかがえます。今後とも、未収金の根源である現年度の滞納原因をよく分析し、対策を講じることが肝要であります。また、かなり前からの滞納がありながら、なかなか減っていない状況にあるため、未収金の徴収に一層努められたいと思います。

なお、他会計では、不納欠損処分を実施されており、私債権の処理については、できるだけ統一した対応となりますよう、関係部署の間で検討されたいと思います。

平成26年度は、新会計制度への移行に伴い、特別損失に例年にはない費用の計上がありましたことや、入院患者数及び診療単価の減少等により、大変厳しい結果となりました。今後も、コスト削減に努めるとともに、医師、看護師等の医療従事者の持続的な確保に努められ、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努められたいと思います。

以上、平成26年度郡上市病院事業会計等に関する審査であります。

公立病院は、市民病院で安全・安心である上、市民において欠かすことのできない施設であります。公立病院経営が今後も順調に推移していくことを期待申し上げます。

それでは、次に水道事業について申し上げますけれども、26ページを見ていただけますか。よろしいでしょうか。

平成26年度の業務実績は、有収率が向上したことや給水人口が減少したことにより、年間配水量と年間給水量はともに減となっております。

事業経営の比較資料となります給水量1立方メートル当たりの営業収益は135円66銭となり、営業費用は165円となっており、前年度1立方メートルの水道水を供給する給水利益が出ておりますが、平成26年度においては、マイナス29円程度の給水損失となっております。

これは、新会計制度への移行に伴う特別損失に、例年にならぬ費用の計上があったことが主な理由ではあります。

みなし償却制度廃止に伴い、有形固定資産減価償却費の増により、営業費用が前年度比152.69%の増となり、営業利益が大きく減となりました。それにより、営業収支比率は100%を割っておりますが、総収支比率は理想比率の100%を超えており、経営状況は良好でございます。

次に、流動比率でございますけれども、1,160.04%では理想比率の200%を大きく上回っていることから、経営状況は良好と言えます。

給水収益の未収金は、回収努力と平成21年度以前のものについて不納欠損処分を実施したことにより改善されております。しかし、未収金の金額は決して少なくはなく、今後とも未収金の新規発生を防ぐとともに、さらに過年度分の未収金の回収に努力されたいと思います。

今後は、人口減に加え、節水意識の定着や節水機器の普及等により給水収益の大幅な額を見込めないと思われませんが、配水管の漏水修繕や老朽化した施設さらに更新など、水道施設の整備や事業の統合・廃合及び災害に強いライフライン等の構築などの長期的な展望に立った事業を進め、より効率的な事業を展開されますとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたいと思います。

以上が、平成26年度郡上市水道事業会計に関する意見書でございます。

最後に、財政健全化比率等の審査を実施いたしました。

後に報告されると思われましても、実質公債費比率が15%と前年度比よりマイナス1.8ポイントと大きく改善され、将来負担比率は38.5%と前年度より22.5ポイント改善されました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業等の資金不足比率につきましては、数値としてはあらわれておりませんので、財政面では心配はないと思います。

以上をもちまして報告とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 詳細な御報告ありがとうございました。長期間にわたり膨大な量の審査をいただき、御苦労さまでした。監査委員のお二人に感謝申し上げるとともに、敬意をあらわすものがあります。

指摘されました事項につきましては、今後の決算認定での審査に十分考慮させていただきたいと思っております。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第136号から議案第157号までの22議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号から議案第157号までの22議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については、決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員

を除く16名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託いたしました議案第136号から議案第157号までの22議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、10月6日午後5時まで審査を終了されますよう期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限については、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました22議案については、10月6日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条に規定する議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

◎議案第158号から議案第166号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(尾村忠雄君) 日程40、議案第158号 平成27年度郡上市一般会計補正予算(第2号)についてから日程48、議案第166号 平成27年度郡上市病院事業会計補正予算(第1号)についてまでの9議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) それでは、議案第158号から166号まで説明させていただきたいと思います。

議案第158号 平成27年度郡上市一般会計補正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚めくっていただいて、お願いしたいと思います。

平成27年度郡上市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,820万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億5,171万2,000円とする。

2号については省略させていただきます。

地方債の補正、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

6ページをお願いしたいと思います。

地方債の補正、変更でございます。起債は合併特例債事業でございます。補正後の額でございますけど、15億850万円でございます。40万円増加しております。これは、北部斎場に係るものでございます。補助災害復旧事業7,250万円でございます。160万円の増でございます。これは、災害によるものでございます。合計としまして31億7,780万円。1,640万円の増となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第159号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをおめくりいただきまして。

平成27年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,934万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億960万9,000円とする。

2号については省略させていただきたいと思います。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明でございます。

続きまして、議案第160号 平成27年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをめくりいただきまして。

平成27年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,618万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,207万9,000円とする。

2号については省略させていただきます。

続きまして、議案第161号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをおめくりいただきまして。

平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,630万円とする。

2号は省略させていただきます。

続きまして、議案第162号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について。
上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをおめくりいただきまして。

平成27年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,546万7,000円とする。

2号は省略させていただきます。

続きまして、議案第163号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について。
上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをおめくりいただきまして。

平成27年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,727万8,000円とする。

2号は省略させていただきます。

続きまして、議案第164号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について。
上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをおめくりいただきまして。

平成27年度郡上市の高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,970万8,000円とする。

2は省略させていただきます。

続きまして、議案第165号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計補正予算（第1号）について。
上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをおめくりいただきまして。

平成27年度郡上市の下川財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,462万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,826万8,000円とする。

2は省略させていただきます。

続きまして、議案第166号 平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをおめくりいただきまして。

第1条、平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条でございます。医業外収益120万円でございます。支出につきましては、医業費用120万円でございます。

以上で、補正予算の一括説明を終わらせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） ただいま説明のありました議案第158号から議案第166号までの9議案については、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第158号から議案第166号までの9議案については、会議規則第44条第1項の規定により、9月11日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第158号から議案第166号までの9議案については、9月11日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定します。

（午前11時59分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時57分）

◎議案第167号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程49、議案第167号 物品売買契約の締結について（地域医療センター電子カルテ導入事業）を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第167号 物品売買契約の締結について（地域医療センター電子カルテ導入事業）。

次のとおり、物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、郡上市

長 日置敏明。

1、契約の目的、電子カルテシステムの導入でございます。

2、契約の方法、随意契約による。

3、契約金額4,417万2,000円。

4、契約の相手方、大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目6番1号、株式会社ソフトウェア・サービス、代表取締役、宮崎勝。

5、納入場所、郡上市和良町沢882番地ほかでございます。

6、物品の内容、電子カルテシステム一式でございます。

1枚はねていただきますと、この事業の内容でございます。今回予定をしてございます電子カルテシステムにつきましては、納入場所でございますけれども、県北西部地域医療センターの4診療所、和良と高鷲、それから小那比と石徹白、この4診療所に納入をするものでございます。

納入期限につきましては平成27年11月30日、先ほど契約の方法につきましては随意契約ということでございますが、この理由につきましては、郡上市民病院、国保白鳥病院ともに同業者のシステムを導入をしております、診療情報の共有化など、病院、診療所分の相互連携を図るため、1社による随契としたところでございます。

6番の物品の内容でございますけれども、ハードウェアにつきましては、機器を管理、また入力するためのパソコンを17台及び周辺機器一式でございます。

ソフトウェアにつきましては、電子カルテシステム、新版eーカルテとしてございますが、これは同業者の商品名ということになります。

それから医事会計、またオーダーリングシステム、商品名がニュートンツリーという商品でございます。データ移行につきましては、患者基本情報等のデータを移行するということで、具体的には、保険者情報、病名、それから入退院、それから最終の来院日、検診情報等の移行でございます。設定調整につきましては、システム及びサーバーの設定及び調整ということになります。

各種接続というところにつきましては、検査機器等への接続というところで、具体的にはX線の撮影装置、また腹部等のエコー装置、またマンモグラフィ、こういった検査機器の接続ということになってございます。

1枚はねていただきますと、電子カルテシステムの概要と申しますか、イメージでお示しをしてございますが、この電子カルテシステムにつきましては、今ほど御説明をさせていただいたオーダーリングシステム、また医事会計、さらに部門別システム、こういった機能は全て電子カルテシステムに包含されるというような仕組みになってございます。

次の資料でございますけれども、電子カルテシステムの連携イメージというものでございますが、既に導入済みの市民病院、それから国保の白鳥病院につきましては、両病院の診療情報でござい

すけれども、市役所の電算室に設置がしてございます3次サーバー、バックアップサーバーを紹介して、相互連携を本年の7月から運用を開始してございます。

今回、診療所群にこのシステムを導入することによりまして、2病院との連携につきましては、来年4月からの運用というところで予定をしているところでございます。

最後の資料でございますけれども、見積もり結果について添付をしてございますのでごらんをいただきたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今回は契約をして、前の郡上市民病院や白鳥病院に入れた機器と同じ機器を入れた業者ということで、機器の連携というか、そういうことだろうというのは思います。

この機会にその郡上市民病院や白鳥病院へ納入したときの入札について、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。幾らでなされて、内容も違うのかもしれませんが、どういう業者もあったかということをお知らせいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 既に納入済みの市民病院と白鳥病院でございます。

まず、市民病院のほうにつきましては、この電子カルテオーダーリングシステム等につきましては、分割で事業を分けまして契約をしているところでございます。

市民病院の医事システムの更新につきましては、請負金額が2億55万円というところでございます。それから、同じく市民病院の医事システムの端末の更新というところでございますが、こちらにつきましては請負金額が1,291万5,000円でございます。それから、同じく市民病院の医事システムの端末更新追加購入というものを、その後に行ってございますけれども、こちらにつきましては請負金額が117万6,000円という実績になってございます。

それから、国保白鳥病院でございますけれども、電子カルテ導入事業一括で契約をしてございます。請負金額が1億3,057万2,000円という実績でございます。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ありがとうございます。

額も大分違いますから、内容も大分違うんじゃないかというのは思いますけれども、ここでやっ

ておるここの物品内容がありますが、その中ではっきりわかるものあれば教えていただきたいんですが、かなり額が違うと思いますので、その根拠みたいなどをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 先ほど議案の説明で申しましたように、今回、導入をさせていただき電子カルテシステム一式というものでございますが、この中にはオーダーリングシステム、医事会計システム、全て包含をされるという形で一括の契約ということでお願いをすることになってございます。

このうちソフトウェアにつきましては、広い意味での電子カルテということではございますけれども、具体的には病歴のシステムであるとか、簡易の検査システム、さらにリハビリのシステムであるとか、ドッグ検診システム、さらに特定保健指導のシステム、こういった部門別のシステムを合わせて導入をするというところでございます。

今回、4つの診療所にこういったシステムを導入をさせていただきということではございますけれども、常勤医師がおります和良、それから高鷲については、一定の部門別システムも導入ということで、具体的には、和良、高鷲につきましてはX線装置がございまして、その装置の情報を共有するという意味でのシステムというものの導入を考えてございます。

それから石徹白と小那比につきましては、巡回と申しますか、毎日診療を行っていないという小規模なところでございますので、基本的には、基本のソフトという形での導入というものを考えているところでございます。

したがって、4つの診療所ともに、その導入経費というものは差があるということになりますので、よろしくお願いをいたします。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 僕が聞きたいのは郡上市民病院に入れたのは2億円ということでしたし、白鳥は1億357万円ですか、今回4,400万円ということで、大きな違いだけを教えていただければ。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 大きな違いと申しますのは、市民病院、白鳥病院ともにサーバーというものを各病院ごとに設置をして、そのサーバーにおいてシステムを管理をしておるということで、先ほど御説明もさせていただいたように、この2病院においては、市役所にございますバックアップサーバーというものを介して、今、相互連携というものをやっているところでございます。

そこで、今回導入を予定をしておりますこの地域医療センターについては、当初の段階では、この診療所群の独自のサーバーの設置というものからスタートをしております。

したがって、そのサーバーを設置するという上においては、かなりの経費が要するわけでござい

ますけれども、御存じのように、この4月から県北西部地域医療センターという枠組みをスタートいたしまして、白鳥病院が基幹病院となりまして、他の診療所群との連携を密にした体制をスタートさせたということで、その後業者との調整もしながら、結果的に言えば、このサーバーの設置については、白鳥病院に設置がさせていただきますサーバーを一定程度増設をさせていただく中で共有をするというところが、他の白鳥病院と、全然規模は違いますけれども、そのあたりのところが大きな差になっているというふうに理解をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第167号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第167号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第167号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第167号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第6号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程50、報告第6号 郡上市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第6号 郡上市国民保護計画の変更について。

郡上市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により報告する。平成27年9月10日提出、郡

上市長 日置敏明。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

郡上市の国民保護計画でございますけど、国民保護法により市の責務として国民保護計画を定めることになっております。

今回改正に当たりましては、岐阜県の国民保護計画が改正になりまして、それに基づきまして郡上市の保護計画につきましても、それに合わせた形に改正するというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

改正内容でございますけど、新旧対照表の修正箇所につきましては、第3編第7章の武力攻撃災害の対処というところでございます。その欄におきまして安定ヨウ素剤の配布という項目がございますけど、旧では安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標の超える放射性ヨウ素の放出のおそれがあるというところでございましたけど、今回の改正ではその指標を超えるという部分が削除されております。

あと、原則としてというところの国の対策本部長の指示によるというところを入れております。

それから、最後のただし書きとしまして、事態の進展が急速な場合であつて、国の対策本部長の指示を得ることができない場合は、医師または薬剤師等、医療従事者の関与のもとで独自の判断により必要な措置を講じるものとするということで、市長の判断によりヨウ素剤の配布ができるという改正のものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

同じく、下の3編第7章⑨番でございますけど、これは新設ということで、スクリーニング及び除染の実施ということで、市長は避難の際も住民等に対するスクリーニング及び除染の実施について、県及び市が策定する地域防災計画原子力災害に係る岐阜県市町村広域避難方針、避難計画等の定め例により行うものとするということで、新たにスクリーニング及び除染の実施についての新設されたものでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、報告させていただきます。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で、報告第6号の報告を終わります。

◎報告第7号から報告第12号までについて（報告・質疑）

○議長（尾村忠雄君） 日程51、報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから日程56、報告第12号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題といたします。

報告を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま一括議題とされました6件の御報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、地方公共団体が資本金や基本金等を50%以上出資している法人に関し、その経営状況を議会に御報告を申し上げるものでございます。

それで、報告をする前に皆様のお手元にこのようなA4版の資料で、平成26年度第三セクター経営状況報告資料という資料をお届けしているところでございます。平成27年3月末現在におきます経営状況を要約した資料でございます。これもあわせてごらんいただきたいと思います。

なお、金額につきましては、1,000円どめで御報告を申し上げたいと思いますので、御容赦願います。

では、報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

この財団法人につきましては平成11年に設立をされ、基本金は2,570万円、出損金でございます。うち郡上市の出損金は2,000万円。出資割合77.8%でございます。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認可等に関する法律の施行に伴いまして、平成25年3月22日付で一般財団法人として認可を受けているところでございます。

主な業務内容を申し上げます。郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡城、サイクリングターミナルたかお、城下町プラザ、町家伊之助、玄麟などの観光施設の管理運営、さらに日吉駐車場の管理運営、市街地の空き家対策のモデル事業の実施、そのほか各種イベント等の企画実施等でございます。

平成26年度の決算状況について御報告を申し上げます。

要約の表で言いますと、損益計算書という欄からお話を申し上げます。ここは財団法人でございますもんですから、正味財産増減計算書ということで議案書のほうには入れておるところでございます。読みかえていただきたいと思います。

この正味財産増減計算書では、当期総収入額は3億7,064万円、当期利益1,629万4,000円でございます。

その左側の貸借対照表では、これの正味財産合計、これは資本合計を財団法人のため読みかえるものでございますが、1億2,503万5,000円でございます。この額から基本金2,570万円を差し引いた9,933万5,000円が、いわゆる繰越利益剰余金となっております。

なお、この損益計算書の中には、後ほど補正予算のほうでもまた御説明申し上げますが、市との指定管理契約の約定に従いまして、八幡城の収益の中から市へ納められた寄附金321万円の支出が含まれているところでございます。

では、次に報告第8号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても、資料の2ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

この会社は昭和63年に設立をされ、開発型インターチェンジでございますぎふ大和インターチェンジの建設負担金の償還を担っておるところでございます。資本金は3億435万円であり、うち郡上市の出資金2億9,305万円、出資比率は96.3%でございます。

主な業務内容でございます。古今伝授の里フィールドミュージアムの経営管理、やまと温泉やすらぎ館の経営管理、道の駅古今伝授の里やまとの経営管理、ぎふ大和パーキングエリアサービス施設の経営管理等々でございます。

平成26年度の決算の状況でございますが、まず損益計算書では、当期総収入額が5億9,439万9,000円、当期損益はマイナス777万9,000円、多年度の赤字を決算しております。

貸借対照表でございます。資本合計が2億4,129万2,000円でございます。この額から資本金3億435万円を差し引いた繰越利益剰余金についてはマイナス6,305万8,000円でございます。

ここで当期損失の要因でございます。平成26年度、昨年度の天候不順あるいは冬の大雪による通行止め等、それから高速道路料金の割引率の改定あるいは料金の値上げ、消費税率の引き上げに加えまして、レストラン管理費の増高、あるいは、ブライダルを受注しておりますが、そのブライダルの受注が大幅減をしておるといったことと分析をされておるところでございます。

なお、マイナス決算ではございますが、平成26年度決算には、独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構、もとの言葉で言いますと、旧日本道路公団のNTT融資分と言われるものでございますが、と郡上市への償還金合わせまして1,338万円が含まれているところでございます。

なお、今申し上げましたインターチェンジ建設負担金の償還金の残額は、平成27年3月末残高ということで1,557万1,000円でございます。

全ての償還の完了は、平成30年3月末というふうにしてなっておるところでございます。

続きまして、報告第9号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

これにつきましても要約で申し上げますが、資料は3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

この会社は平成8年に設立をされ、資本金が2,005万円、うち郡上市の出資金は1,005万円、出資比率は50.1%でございます。

主な業務内容でございます。白鳥町石徹白に立地しております宿泊施設であります交流促進セン

ターカルヴィライとしろの経営管理を行っているところでございます。

平成26年度の決算の状況でございます。損益計算書からは、当期総収入額が3,284万7,000円、当期利益は377万5,000円でございます。

貸借対照表をごらんいただきますと、資本合計が2,225万6,000円でございます。この額から2,005万円の資本金を差し引きました、いわゆる繰越利益剰余金につきましては220万6,000円と、累積赤字が解消されておるという状況でございます。

なお、平成26年度につきましては、附帯事業として、市道等の除雪事業あるいはスイートコーンの栽培及び販売あるいは交流イベント等の実施を行っているといったことが特徴として挙げられております。

なお、平成26年度中に準備されました冒険の森としろについては、今年度に入りまして4月28日のゴールデンウィークから事業を開始されております。この事業との相乗効果による事業展開や交流イベントによる誘客を図りたいというものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、報告第10号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

これについても要約で申し上げたいと思います。資料は4ページをごらんいただきたいと思ます。

この会社につきましては平成4年に設立され、資本金は1,000万円、うち市の出資金は850万円で、出資比率は85.0%でございます。

主な業務内容は、白鳥町前谷に立地しております宿泊飲食施設ハートピア四季の経営管理でございます。

平成26年度の決算の状況でございますが、損益計算書では、当期総収入額が1,329万9,000円、当期損益はマイナス175万3,000円でございます。

貸借対照表をごらんいただきますと、資本合計がマイナス19万7,000円、この額から資本金1,000万円を差し引いた、いわゆる繰越利益剰余金につきましては、マイナス1,019万7,000円と、実は債務超過に至ったわけでございます。

26年度の事業内容を見ますと、主要部門である宿泊部門については、宿泊延べ1,244人と前期比368人減少をしております。売り上げも同様前期比101万8,000円減少をしております。

また、レストランについては1,887人利用いただきましたが、売上額129万1,000円、これは前期比47万4,000円増加をしております。

宴会については633人の利用で売上額200万円、前期比11万6,000円の増加でございます。

ただ、バーベキューについては209人の利用をいただいておりますが、売上額53万6,000円で、前期比53万9,000円の減少と相なっております。このため、今年度当初から法人の再建とそれからこの施設の指定管理の両面から、対策を検討してまいったところでございます。夏場は一定の売り上げが見込めるということから、当面この施設の営業を継続しながら、今後の再建策等について、現在法人と協議を行っておるところでございます。

では、次に報告第11号 株式会社イーグルの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社イーグルの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

この報告につきましても、要約の資料の5ページをごらんいただきながら、御説明申し上げたいと思います。

この会社は平成3年に設立され、開発型インターチェンジであります高鷲インターチェンジの設置に係る建設費の償還を担っておるものでございます。

資本金は8,150万円、うち郡上市の出資金が4,155万円、出資比率は51.0%でございます。

報告書の3ページをごらんいただきますと、ここに平成11年当初の事業費の負担金と償還の状況が載せてございます。NTT資金借入分負担総額が5億5,986万円でございます。これを20年間で償還する計画でございまして、平成26年度には3,607万8,000円を償還しております。なお、償還金の平成27年3月末残高は1億460万1,000円でございます。償還完了は平成31年3月となっております。

なお、この株式会社イーグルの税法上の業務で申し上げますと、資金の返済の取り次ぎと集金の業務ということで、税務署のほうと協議をしております。

よって、償還金の動きにつきましては、勘定元帳のほうには記載されておりますが、その元帳の仮受金課目ということで、入りと出を行って相殺をしております。そのため、この貸借対照表にはこの動きは出てまいりません。

さらに、損益計算書につきましても事務費等の一般管理費の費用が上がっております。これらの年間の必要な経費を、手数料収入あるいは預金利子あるいはその他の収入をもって賄いまして、平成26年度の決算は5,540円の余剰金が出たものでございます。

なお、純資産の当期末残高は5,313万9,000円、資本合計の欄でございますが、になっておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、報告第12号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

資料につきましては、最後の6ページをお開きをいただいております。この報告につ

いても要約で御説明を申し上げさせていただきます。

この会社は平成11年に設立され、東海北陸自動車道の瓢ヶ岳パーキングエリアにおきまして、サービス施設を開設、管理経営を行っております。

資本金は7,000万円、うち郡上市の出資金が3,775万円、出資比率は53.9%でございます。

平成26年度の決算の状況は、損益計算書では当期総収入額が1億1,630万9,000円、当期利益は303万円、貸借対照表をごらんをいただきますと、資本合計が1億561万1,000円でございます。この額から資本金7,000万円を差し引いた繰越利益剰余金及び利益準備金の合計でございますが、3,561万1,000円というふうになっております。

なお、当期利益の減少の要因でございます。先ほどの郡上大和総合開発のほうとも同様になっておりますが、高速道路料金の割引率の改定あるいは料金の値上げあるいは消費税率の引き上げ、あるいは夏の降雨また冬季の大雪による交通どめ等々により、利用者が大きく減少しているといったことを分析しておるところでございます。

なお、平成27年度につきましては、好評でございます早朝、これは5時からでございますが、早朝からのスキーチケット販売に加えまして、奥美濃カレー、あるいは地元産出のブルーベリーの生ブルーベリー、あるいはブルーベリーせんべい等の地元商品の販売強化にも取り組んでまいりたいということをお願いいたします。

以上、6法人について概要のみでございましたが、報告させていただきました。

○議長（尾村忠雄君） 以上、報告がありました。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 報告第7号の郡上八幡産業振興公社のことで1点お尋ねをいたします。

いただいております資料では7ページですが、郡上八幡産業振興公社では、先ほども部長から報告がありましたように、その業務内容として市街地の空き家対策のモデル事業の実施ということで、実は稲荷町の直井さんの借家をリフォーム工事をしております。

このことについてだと思えますけれども、監査委員からも質疑があったことじゃないかと思いますが、この直井邸のリフォーム工事については、例えば公社のその後の活用の仕方において、賃貸で住宅にするというような思いがあったのか、あるいは最近はやりのゲストハウスのような不特定の人のための宿泊施設にするというような思いがあったのか、その辺の報告といいますか、公社から何か相談があったり、それを承知しておるといようなことはあったんでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま御質問がございました稲荷町の直井邸でございます。

この件につきましては、郡上市といたしましては所長枠予算でもって空き家活用の実証実験を行っております。

その内容につきましては、所有者の方と話し合っただれぐらいの料金でもってお貸しいただけるだろうか、条件はどうだろうかというようなことを調査をしてみようと、そして実際にお貸しいただけるのは何軒ぐらいあるかというような調査をしてみたいわけでございます。

その中で、この直井邸のほうがお貸してよいよというお話が参って、そこで市のほうの調査事業は終わりましたものですから、それをどう活用していくかという段になっておるところでございます。

その活用方法につきましては、いろいろとあるわけございまして、例えば、そのまま賃貸としてお貸しするというものと、今何点か準備をしておりますゲストハウスという使い方、この2点があるかと思えます。

その原則論からまず申し上げますと、どこが違うのというまず疑問を持たれると思うんですが、そのあたりは基本的にその所有者のお考えにまず委ねることが一つございます。というのは、お盆だけはうちの息子が子どもを連れて帰るもので、人に貸さんといってくれよということがあったりするんです。そうした場合は、とてもその1年間賃貸って無理ですから、ゲストハウスという利用は考えられると。そうじゃなくて、3年間あるいは5年間、10年間使っていよいよということになりましたら、それはもう賃貸としてお貸しできますもんですから、そういうまず原則論として分類ができます。

さらに、もう一つはすばらしい景観があるところと今ちょっと交渉をしておるところでございます。吉田川のすぐ川べりとか、これは確かに賃貸住宅としてもすばらしい価値はあるんですが、むしろそこにゲストハウスとして来ていただくとか、あるいは、今進めておるようなITのオフィスを持ってくるとか、そういう使い勝手のことも考えてもいいのではなかろうかというところから、その両面から原則論に従って仕分けをするような状況でございまして、ゲストハウスのほうはしたがって公社のほうの資金でもって行いますし、それから賃貸は交流人口の増ということですから、まさに市の事業として行うということが原則論としてございます。

ところで、そのことを直井邸に当てはめると、じゃあどうするかという話の中で相当議論を昨年いたしまして、まずオープンをしてお試しということがあるんです。郡上八幡の市街地に住む場合、その町家に住む場合はこういったとこですよと見せるというところがございますもんですから、そういう見せるという形でまず見せてからお試しして、1週間ぐらい泊まらせていただいて、よしわかったと、じゃあ僕が郡上八幡に住むんやと、あるいは郡上に住むんやと、いやこんなところは住めないよとか、そういったことを感じていただくための施設というのも必要じゃなかろうかということで、これもある意味実証的な形でゲストハウスというものを直井邸に定めたということがございます。

したがって、2つの要因がございまして、所有者のお考えに沿うということと、それから今後の展開の中の一つのツールとして用意したという2点がございまして、御理解をいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) よくわかりました。今ので、部長が説明されたような経緯をたどりながら、所有者のお考えも尊重しながら、公社の判断もよしとしながら、現在、直井邸はゲストハウスとして利用されておるといふふう、活用されておるといふふう、理解をさせてもらってよろしいんですね。

○議長(尾村忠雄君) 執行部からで。ほかに質疑はありますか。

(発言する者あり)

○議長(尾村忠雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) そうしましたら、以上で報告第7号から報告第12号までの報告を終わります。

◎報告第13号について(報告)

○議長(尾村忠雄君) 日程57、報告第13号 平成26年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) 報告第13号 平成26年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して、次のとおり報告する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1、健全化判断比率。実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字はございませんので、記入はございません。実質公債費比率15%、将来負担比率38.5%。

2、資金不足比率。資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足発生しておりませんので、記入はございません。

次のページに、監査委員の意見書がございましてごらんいただきたいと思っております。

まず、めくっていただいて1ページ目でございますけど、先ほど監査委員のほうから報告がございましたけど、健全化比率ということで、実質公債費比率は15%で、前年度比、比べて1.5ポイン

ト減少しておりますし、将来負担比率につきましては22.5ポイント減少しておるといところでございます。

2ページには、公営企業等に資金不足比率が発生していないというような旨のところがございます。

3ページ目でございますけど、ここにつきましては、実質赤字比率の欄でございますけど、赤字がないということで、一応参考としまして、マイナスの参考資料としまして、マイナス3.92%という数値が入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4ページ目でございますけど、連結実質赤字比率につきましても、赤字はございませんけど、参考値として書いてありますのでごらんいただきたいと思ひます。

5ページ目が、実質公債費比率ということで15%という表記がございます。実質公債費比率につきましては、3年間の平均ということになっております。今回、1.8ポイント改正されたわけでございますけど、このところ要因につきましては、この計算式のところに分子のところに地方債の元利償還金、準元利償還金（A）引く算入公債費等の額というところがございまして、分子のところが大きく減ったというところでございます。これにつきましては、計画的な最近の起債額の借入額の抑制を行っている影響、それから繰り上げ償還等を行っている影響、合わせましてこの分子に当たる部分が4億7,406万4,000円減っております。

こういう今までのいろいろな取り組み、その成果により今回のポイントの減少が見られたというものでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

なお、その下の欄につきましては、3年間の単年度ごとの実質公債費比率が書いてございまして、その下の欄にはそれぞれのA欄、B欄、C欄についての記載がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6ページ目でございますけど、将来負担比率ということで38.5%、これにつきましては、前年比22.5ポイント改善ということでございますけど、これにつきましても要因としましては、ここにあります分子、将来負担比率の計算の例が書いてございまして、ここにあります分子の欄でございます。将来負担額A引く充当可能財源額Bということになってございまして、このところの将来負担額というのは、残った残額でございますけど、これにつきましても今まで取り組んできました地方債の借入抑制、それから繰り上げ償還によりまして、起算残高が減ったことによるものがございまして、さらに充当可能財源、これはプラス要因ではございまして、このところが交付税算入率の高い起債を借りるといところで、このところのふえとる要因でございまして、この分子のところが合わせて38億円程度減少させております。

こういったところから今回22.5ポイントの改正になったというものでございます。

同じくこの下の欄につきましては、それぞれの残額の合計額等々が書いてございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7ページは資金不足比率ということで、ここについても資金不足は発生してないというところの説明でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、このところの財政健全化の取り組みによりまして、数値等下がってきておりますけど、これからも起債の抑制あるいは繰り上げ償還の実施等を計画的に行っていきまして、実質公債費比率、将来負担比率とも、これからもう少し下げような努力をしていきたいというふうに取り組ましますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上の報告を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で、報告第13号の報告を終わります。

◎報告第14号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程58、報告第14号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第14号 専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成27年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をおめぐりください。

専決第4号 専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分とする。平成27年7月1日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。

平成27年3月11日午前7時35分ごろ、郡上市大和町徳永788番地付近において、公用車これはスクールバスでございますけど、国道を右折する際、進行方向の除雪車を避けるため大回りで右折したところ、スリップしてデリネーターに衝突し破損させた。市は示談により損害を賠償する。

損害の相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額2万4,303円でございます。

この案件につきましては、前回のところにつきましても、表示看板等についての報告をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、専決第5号 専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次の

とおりの専決処分する。平成27年7月3日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。

平成27年3月2日午後2時10分ごろ、郡上市八幡町殿町69番地、郡上八幡城下町プラザ駐車場内において、自主バスがバスターミナルを発車する際、前タイヤの車輪どめを外し忘れたため、後タイヤがこの車輪どめをはね飛ばし、駐車中の相手車に当たり車体を損傷させた。市は示談により損害を賠償する。

賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額10万9,936円でございます。

続きまして、専決第6号 専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成27年7月3日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。

平成27年4月20日午前9時19分ごろ、郡上市八幡町島谷1261番地において、自主バスが郡上市市民病院バス停を発車する際、後方からバスの右側を通過しようとした相手車と接触した。市は示談により損害を賠償する。

賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は46万2,534円でございます。

続きまして、専決第7号 専決処分、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年7月6日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。

平成27年6月13日午後4時ごろ、郡上市白鳥町白鳥地内において草刈り作業中に小石をはねて、駐車中の車の助手席ドアガラスを破損した。市は示談により損害を賠償する。

賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は4万1,364円でございます。

専決第8号 専決処分、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年7月10日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解。

平成27年6月3日午後1時40分ごろ、郡上市白鳥町中津屋地内曲淵公園にて、職員が除草作業中に小石をはね飛ばし、走行中の自動車の左側前方ガラスに当たり、窓ガラスを損傷させた。市は示談により損害を賠償する。

賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

賠償の額 5万1,840円。

専決第9号 専決処分、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。昭和27年7月28日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容。

平成27年2月24日午後2時5分ごろ、美濃市生櫛1612番地2中濃総合庁舎駐車場内において駐車場所を探していた際、右側に停車中の車が後進し、前進中の公用車と衝突した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額10万6,800円でございます。

続きまして、専決第10号 専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年8月18日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容。

平成27年6月29日午後5時40分ごろ、郡上市白鳥町為真1187番地の1、郡上市消防本部郡上北消防署敷地内において、潜水訓練を実施後の使用資器材を物干しざおにかけて乾燥中に、物干し台のさお受けがウェットスーツ5着の荷重に耐え切れず、さお受け部分が下方に変形し、物干しざおが外れ、車両左側面に当たり損傷した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は12万4,000円でございます。

以上、交通事故あるいは草刈り中の小石のはね等々、大変多くございましたけど、大変申しわけございませんでした。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

◎議報告第8号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程59、議報告第8号 諸般の報告について（例月出納検査の報告）。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

9月3日までに受理しました請願は、お手元に配付しました文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

(発言する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） ただいまの専決第9号で、平成27年7月と言うところを「昭和」と言いましたので、「平成27年」と訂正させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

(午後 1時57分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 美谷添 生